

鎌倉市規則第26号

鎌倉市住居における物品等の堆積による不良な状態の解消及び発生防止のための支援及び措置に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市住居における物品等の堆積による不良な状態の解消及び発生防止のための支援及び措置に関する条例（平成30年3月条例第58号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(排出支援)

第3条 条例第7条第3項の規定による排出支援は、堆積者に対し、物品等の処分、悪臭の除去又は害獣虫の駆除等に係る役務の提供その他市長が必要と認める支援をすることにより行うものとする。

2 市長は、前項の規定による役務の提供その他の支援に要する費用を堆積者に請求し、堆積者はその費用を負担するものとする。

3 市長は、特に必要があると認めた場合は、前項の費用を免除することができる。

(立入調査等に係る証明書)

第4条 条例第8条第6項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第1号様式）とする。

(規則で定める関係者)

第5条 条例第8条第7項に規定する規則で定める関係者は、次のとおりとする。

(1) 官公署

(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46に規定する事業を実施する事業者

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する事業を実施する事業者

(5) 民生委員

(6) 前各号に掲げる者のほか、前各号に準ずる関係者で市長が特に必要と

認める者

(指導又は勧告)

第6条 条例第9条第1項又は第3項の規定による指導を書面で行う場合は、指導書(第2号様式)により行うものとする。

2 条例第9条第2項の規定による勧告は、勧告書(第3号様式)により行うものとする。

(命令)

第7条 条例第10条第1項の規定による命令は、命令書(第4号様式)により行うものとする。

(審議会)

第8条 鎌倉市住居における物品等の堆積による不良な状態の解消に関する審議会(以下「審議会」という。)に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

4 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

7 会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないとき、これを公開しないことができる。

8 審議会は、その所掌事務に関し、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

9 審議会に幹事若干人を置く。

10 幹事は、市職員のうちから市長が任命し、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(審議会の庶務)

第9条 審議会の庶務は、この審議会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

第 1 号様式（第 4 条）

（表）

身 分 証 明 書		第 号
所属		
職名		
氏名		
	昭和	年 月 日生
<p>上記の者は、鎌倉市住居における物品等の堆積による不良な状態の解消及び発生防止のための支援及び措置に関する条例第 8 条第 4 項の規定により立入調査等を行う職員であることを証明します。</p>		
	年	月 日交付
鎌倉市長		

（裏）

<p>鎌倉市住居における物品等の堆積による不良な状態の解消及び発生防止のための支援及び措置に関する条例（平成 年 月 条例 号）（抜粋）</p> <p>第 8 条（調査等）</p> <p>4 市長は、建物等が不良な状態にあり、又は不良な状態になるおそれがあると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、指定する職員に、当該建物等に立ち入り、その状態を調査させ、又は当該建物等に居住する者若しくは当該建物等の所有者等その他関係者（以下「調査対象者」という。）に質問させることができる。</p> <p>5 市長は、前項の規定により職員を建物等に立ち入らせようとするときは、当該建物等に係る堆積者又は当該建物等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該堆積者又は当該所有者等にその旨を通知することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>6 第 4 項の規定による立ち入り、調査又は質問（以下「立入調査等」という。）を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、調査対象者から請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>この証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。</p>
--

指 導 書

鎌 第 号
年 月 日

住所
氏名 様

鎌倉市長 印

あなたが { 居住 }
{ 所有 }
{ 管理 } している建物等は、鎌倉市住居における物品等の堆積による不良な状態の
解消及び発生防止のための支援及び措置に関する条例（以下「条例」という。）第2条第1号に
規定する不良な状態にあるため、条例第9条 { 第1項 }
{ 第3項 } の規定により、下記のとおり改善措
置を行うよう指導します。

〔 なお、本件指導を受けたにもかかわらず、なお建物等が不良な状態にあると認められるとき
は、条例第9条第2項の規定に基づき、改善措置を行うよう勧告することがあります。 〕

記

建物等の所在地及び行うべき改善措置の内容

勸告書

鎌 第 号
年 月 日

住所
氏名 様

鎌倉市長 印

あなたが居住している建物等は、鎌倉市住居における物品等の堆積による不良な状態の解消及び発生防止のための支援及び措置に関する条例（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する不良な状態にあるため、 年 月 日付指導書により、不良な状態を解消するための措置を行うよう指導しました。しかし、依然として建物等が不良な状態にあると認められることから、条例第9条第2項の規定により、下記のとおり改善措置を行うよう勧告します。

なお、履行期限を経過しても、なお建物等が不良な状態にあると認められるときは、条例第10条第1項の規定に基づき、改善措置を行うよう命令することがあります。

記

建物等の所在地及び行うべき改善措置の内容

履行期限

第4号様式（第7条）

命 令 書

鎌倉市指令 第 号
年 月 日

住所
氏名 様

鎌倉市長 印

あなたが居住している建物等は、鎌倉市住居における物品等の堆積による不良な状態の解消及び発生防止のための支援及び措置に関する条例（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する不良な状態にあるため、年 月 日付勧告書により、不良な状態を解消するための措置を行うよう勧告しました。しかし、依然として建物等が不良な状態にあると認められることから、条例第10条第1項の規定により、下記のとおり改善措置を行うよう命令します。

なお、履行期限を経過しても、なお建物等が不良な状態にあると認められるときは、条例第11条第1項の規定に基づき、代執行し、その費用を徴収することがあります。

記

建物等の所在地及び行うべき改善措置の内容

履行期限

（教示文）

付 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、令和 3 年 1 月 27 日から施行する。